

八尾市民応援給付金について

長期化するコロナ禍における原油価格・物価高騰などの影響を受けるすべての市民に、八尾市独自の支援策として、八尾市民応援給付金を給付します。

対象者 令和4年7月31日時点で八尾市の住民基本台帳に登録のあるすべての人
給付額 給付対象者1人につき5,000円

9月5日（予定）から、順次、封書で
「ご案内」と「確認書兼申請書」を世帯主に送付します

白色の封筒が 届いた世帯

令和4年7月31日時点で八尾市の住民基本台帳に登録があり、※特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）における世帯主と口座名義に変更がない世帯
（※特別定額給付金 国が令和2年度全国民に給付した給付金）

確認書兼申請書に記載の世帯人員、口座情報を確認

変更なし

申請不要 （返信不要）

発送から9月30日までに口座変更の申請または辞退届の提出がない世帯について、口座振込を行います。

10月中旬から順次、口座振込

◎件数が多数で振込まで時間を要するため、大部分は10月中旬の支給になると想定していますので、ご了承ください。

※辞退者は、コールセンターに連絡し（白色封筒の世帯は9月30日まで）、連絡を受けて市から送付された辞退届に記入・返信用封筒にて提出してください。

水色の封筒が 届いた世帯

令和4年7月31日時点で八尾市の住民基本台帳に登録があるが、特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）の翌日以降、世帯主が変更となった世帯や八尾市に転入した世帯等（11月30日までに申請）

口座変更
9月30日まで

申請が必要

申請書を返信

振込を希望する口座の
・金融機関名、支店名、
口座番号を記入
・通帳かキャッシュカードの
写しを添付
免許証などの本人確認の
写しを添付

申請書の確認審査

9月末から順次、口座振込

お問い合わせ 八尾市民応援給付金コールセンター

平日 9時～17時

TEL : 0570-020-804

FAX : 072-991-6251